

声 明

最高裁が上告棄却。憲法判断を回避した不当決定を弾劾する。

2015年1月22日

10. 13 集会妨害国賠訴訟

上告人 森 井 眞
上告人 古 川 路 明
弁護団長 矢 澤 昇 治
事務局 西 澤 圭 助
小 塚 陽 子

- 1 最高裁第二小法廷は、昨1月21日、公安警察官らによる集会の監視・威圧が集会の自由を保障した憲法21条1項に違反するという上告人らの訴えに対して、憲法違反を理由とするものではないとして棄却する決定を下した。憲法の番人たる最高裁の職責を完全に放棄した不当決定であり、満腔の怒りをもって弾劾する。
- 2 上告人（原告・控訴人）らは、2008年10月13日、当時の自民党政権が憲法改悪をも射程において日米軍事同盟の強化や自衛隊の増強を推し進めようとしていたことに反対する「怒りの大集会」を主催者として開催したが、警視庁公安部は集会会場入口付近に60名もの私服警察官を配置して集会参加者を監視し威圧し、さらに会場に向かう集会参加者をビデオで隠し撮りするという集会妨害行為に及んだ。上告人らは、公安警察官らの行為は憲法21条1項で保障される集会の自由を侵害するものであるとして東京都に対し損害賠償を求め提訴した。東京地裁は請求を棄却したので控訴したところ、東京高裁は公安警察官らの行為は集会の自由を侵害するものではないとの理由で控訴を棄却したため、上告人らは、東京高裁判決は憲法に違反するとして上告した。

上告人らが求めた裁判は、公安警察官らによる集会の監視が集会の自由を保障した憲法21条1項に違反するかどうかを問うものであった。公安警察による監視は、公権力の制限・干渉が一切排除されるべき集会の自由の保障とは相容れないのではないかという本質的な問題について、最高裁の判断を求めるものであった。ところが最高裁は、「本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反を主張するもの」で憲法違反の問題ではないとして憲法判断を回避したのである。さらに、最高裁は、憲法による人権保障をその解釈に貫くべき警察法2条1項、2項の解釈違反を問うた上告受理申立てについても不受理の決定をした。

- 3 いうまでもなく集会の自由は民主制を支える最も重要な人権であり、この自由が公安警察によって侵害されたかが極めて明瞭な争点として提示されたときに、最高裁は集会の自由の保障についての憲法判断を示すべきであり、それが

最高裁に与えられた最低限の職責を果たすことであるはずである。本件が、すぐれて憲法21条の解釈・適用に関わる事案であることは、一審・二審の判決が、本件公安警察官の行為が憲法21条1項の集会の自由の侵害となるかどうかについて判断をしていることからしても誰の目にも明らかなことである。上告人らはまさにこの点に関する東京高裁の判断を違憲として上告したのである。しかるに最高裁は、これを憲法に関わる主張ではないと斥けた。私たちは、最高裁は、本件公安警察官の行為について真摯に検討するならば憲法違反と認定することを避けられないことから、憲法に関わる問題ではないと逃げたのだと断ぜざるを得ない。このように、上告人らの訴えを、憲法違反の問題ではないとして門前払いした最高裁はもはやその存在意義を自己否定したと評さざるを得ない。

近時、安倍政権は、集団的自衛権の合憲化、秘密保護法の制定、武器輸出の解禁等、憲法を否定する施策を矢継ぎ早に推し進めており、集会の自由（表現の自由）をも明治憲法の下での制約と同様のものとするような改憲案を実現しようとしている。最高裁による憲法判断の回避は、もはや現行憲法を規範として適用しないという姿勢を示すものというほかなく、改憲を射程においた安倍政権の追求にフリーハンドを与えるものでしかない。日本国憲法の危機というべき状況において、最高裁の示したこの姿勢は、歴史的な大罪を犯したものとして将来にわたり記憶されるであろう。

私たちは、本裁判闘争で培った力を基礎にして、憲法改悪をも日程に上せて再びあの悲惨な戦争に向かうような体制作りを、絶対にゆるさないためにさらに奮闘する決意である。

以上